

●香川県告示第163号

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、個人の県民税、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月21日

香川県知事 池田 豊人

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町